

平成24年第1回京丹波町議会定例会（第3号）

平成24年 3月 9日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

1 番 小 田 耕 治 君

2 番 篠 塚 信太郎 君

3 番 村 山 良 夫 君

4 番 梅 原 好 範 君

5 番 横 山 勲 君

6 番 山 田 均 君

7 番 東 まさ子 君

8 番 岩 田 恵 一 君

9 番 松 村 篤 郎 君

10 番 坂 本 美智代 君

11 番 西 山 和 樹 君

12 番 原 田 寿賀美 君

13 番 北 尾 潤 君

14 番 森 田 幸 子 君

15 番 山 内 武 夫 君

16 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町長	寺尾豊爾君
副町長	畠中源一君
教育長	朝子照夫君
会計管理者	岡本佐登美君
参事	岩崎弘一君
参事	野間広和君
瑞穂支所長	山森英二君
和知支所長	藤田真君
総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	中尾達也君
税務課長	一谷寛君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	堂本光浩君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	谷俊明君

6 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上林潤子
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。

本日はご参集いただき、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回京丹波町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、5番議員・横山 勲君、6番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告をします。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影収録を許可いたしましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、一般質問》

○議長（野口久之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の通告議員はお手元に配付のとおりであります。

最初に、坂本美智代君の発言を許可します。

坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回定例議会におきまして通告書に従い、子育て支援について、介護保険制度について、交通安全対策について、町長にお尋ねをいたします。

まず初めに、子育て支援について、お尋ねをいたします。

民主党政権の公約で、子育て支援の目玉ともいえる子ども手当は、中学生以下の子どもに2万6,000円支給するもので、子育て世代の保護者の方々は、大きな期待をされたのではないのでしょうか。当面は1人1万3,000円で始まりました。しかし、新しい法律、平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法ができまして、昨年10月から

今年の3月までの子ども手当について決められました。

そこで、お伺いいたします。

まず一つには、今回の子ども手当の支給要件の見直しは、すべての人が3月中に申請をしなければ遅れるとその遅れた月分の手当てが受けられなくなります。

厚労省の調査では、全員申請済みの自治体もありますが、推計で11.2%の未申請があり、このままでは、百数十万人の受給漏れが出てくるとしています。

そこで、本町の現時点での状況はどうか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） おはようございます。

昨年10月からの新しい制度施行にあたって、平成23年9月30日現在の受給者全員に認定請求提出の案内を送付したところ、2月までに808名の提出がありました。その後、未提出者64名には、再度、勸奨通知の送付と夜間の電話勸奨も行い、62人が提出されました。残りの2名は、子どもと同居していらっしやらないということがわかりまして、受給資格がないということでありまして、よって、本町においては、受給資格者870名全員が申請済みでございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 本町では全員申請済みということで安心をいたしました。

それでは、二つ目には、子ども手当から保育料、学校給食費の天引きについて、お伺いをいたします。

子ども手当は、昨年の10月から1月分は2月に給付されます。また、今年の2月から3月分は6月に支給をされます。しかし、その支給されますが、その際に、自治体が決めれば、昨年の10月から今年の3月までの保険料を天引きすることができるとされておりますが、本町は、どのような対応をされようとするのか、お伺いいたします。

また、学校給食費も天引きの対象と聞きます。しかし、この学校給食費は、本人の申し出なしには、天引きはできないとされておりますが、合わせてお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度における子ども手当の支給に関する特別措置法第25条に基づき、申し出による保育料や学校給食費などの徴収については、保育料3件、学校給食費1件について、2月定期支払い分から控除徴収いたしました。

いずれも、ご本人からの申し出を受けて、担当課から連絡のあったものであります。保育料につきましては、3月分までの申し出をいただいておりますので、6月の定期払いからも

控除の予定であります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 本人からの申し出ということでありまして、保育料は3件、そして、学校給食費は1件ということであります。

しかし、それぞれ、十分、何で払えないのか、そういったことも、やはり、本人から事情も聞く中で、そういった強制的なやり方ではなくして、十分それは、保護者の方の理解を得た上で、申し出をいただいたものなのかどうか、その点も改めてお伺いしたいのと、3月分をまた6月に支給される分で引かれるということではありますが、それも、やはり、今、同じ方なのかどうか、また、件数もわかりましたら、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。ただいまの坂本議員さんのご質問の件でございますが、3件の方につきましては、面談をさせていただきまして、家庭のご事情もお伺いした上で、書面をもって、計画のお支払いのことをさせていただいております。

それから、6月に引き落とされる分につきましても、それにつきましても、面談をさせていただいた内容で、ご確認をさせていただきましたので、ご無理な、ご家庭にもご事情があると思いますので、その辺のことも十分お聞かせいただいたうえで、引き落としをさせていただくお約束をさせていただきました。

件数は、同じく3件でございます。

○議長（野口久之君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 同じく学校給食費の関係でございますけれども、当然、本人さんと面談をさせていただいて、承諾を得たということでございます。逆に、面談をさせていただいて、承諾を得られなかったという方も現実おいででございますので、その方は当然含めておりませんし、かわって、分納という形でお支払いするというような形での約束をいただいたという方もおいででございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 十分面談をされて、それぞれの家庭の事情を聞いた上でということですので、今後も十分それぞれの家庭の事情を聞く中で、こうした天引きというのは、配慮していただきたいとお願いしておきます。

次に、三つ目には、子ども手当の財源は年少扶養控除の廃止で充てるものであります。そのことによりまして、これまで所得から差し引くことができていました38万円がゼロ円に

なることで、所得が増える世帯があるのではないかと思います。本町でのこうした対象者はどのくらいと想定されるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 16歳未満の年少扶養控除が廃止されたことによりまして、所得自体が増えることはございませんが、所得税や住民税所得割の課税対象金額が増える方があります。この年少扶養控除の廃止につきましては、現在、所得申告をお世話になっています平成23年分の所得申告からの適用となりますので、影響を受ける世帯数につきましては、今は、把握できておりませんが、前年度実績からの予測では、影響を受ける世帯は、約750世帯、全町6,500世帯の11.5%になるのではないかと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 確かに、この年少扶養控除が廃止されることによって、所得が増えた上で、所得税も関係するわけでありますので、そういった、もちろん本当にこの子ども手当が親御さんの方々にとって、プラスになるのか、マイナスになるのか、今、おっしゃいました前年度で見れば、750世帯が対象になるのではないかとという答弁でございましたが、これと関連いたしまして、この本町での保育料についてであります。確かに、前年度の所得税の額によって、保育料も階層区分が決められておりますので、今回のこの子ども手当の支給によって、年少扶養控除が廃止になったことによって、保育料が上がる世帯が当然出てくるのではないかと思います。そういった保育料の階層部分、主には、D階層部分ではないかと思いますが、1から10ありますがその区分のどの区分に当たるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 税制改正による扶養控除の見直しにつきましては、厚生労働省からの通達により、保育料の算定に当たり、平成23年以降分の所得税額、及び平成24年度以降分の個人住民税額については、旧税額計算シートを参考に扶養控除見直し前の旧税額を計算するなどにより、扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう対応することといたしておりますので、影響はございません。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 影響はないということでありますので、保護者の方にとっては、大変ちょっと一安心したのではないかと思います。

また、この保育料の減免措置について、お伺いしたいと思います。町の保育費用徴収規則での減免に対して、第4条に記載してあります。保護者または扶養義務者及びその家族に、

疾病、災害その他やむを得ない事情があると認められる場合、また、町長が特に必要と認めた場合となっております。これまで、減額、また免除したことはあるのかどうか、現在、本当に不安定な雇用状況の中で、急な所得が減少したことに対しての軽減措置をするべきではないかと考えますが、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 保育料の算定につきましては、前年の所得税額、あるいは前年度住民税額に応じて、児童福祉法第56条の規定に基づきまして、家計への影響も考慮しながら、年齢に応じた保育の実施に要する費用を算定し、ご負担いただいておりますことから、軽減措置は考えておりません。しかし、不安定な雇用状況での急激な所得の減少もあることかと存じますので、それぞれのご家庭の事情をお伺いいたしまして、保育料の支払い方法について、ご相談させていただいております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今のところ、軽減措置は考えないということの答弁であります。それぞれ急に、今の雇用状況で考えましたら、リストラになったり、また、仕事が急に減ったりということで、月々の給料というものが、所得が減ってくる方もあります。この保育料というのは、前年度の所得税に対しての保育料が決められておりますので、この規則の中に載っておりますように、町長が特に必要と認めた場合とか、そして、そういったことによつて減額とか、免除したことは、これまであるのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） これまでに何件か対応させていただいたことはございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） これまでも何件かそういった対応されているということでもありますので、今後もますますこういった経済状況の不安定な時期でもありますので、十分、また保護者の方の面談なり、相談を受けた上で、そういった措置をぜひ考えていただきたいということを申し上げておきます。

三つには、子どもの医療費の対象者拡大についてであります。

京都府では、平成24年度の当初予算案で少子化対策の一つとして、9月から通院時の医療費助成をこれまでの就学前を小学校卒業まで拡大するとの提案が出されております。この助成が拡大することによりまして、本町の独自助成で負担をしていました財源が軽減されることから、町独自の医療費助成の対象を高校卒業まで拡大する考えはありませんか、お伺

いたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京丹波町すこやか子育て医療費助成事業ですが、京都府下一律で実施されております京都子育て支援医療費助成事業と合わせ、子育て家庭への経済的支援施策の一環として、所得制限を設けず、月額200円の自己負担額で中学校卒業までの子どもの医療費の助成をしております。中学校卒業までの対象とした市町村が、現在で10市町村であります。京丹波町で実施しております子どもに対する医療費助成制度は、私自身は充実しているものと考えております。

また、平成24年度では、事業費として2,760万円を計上しております。これらすべてが自主財源であることから、安定した事業運営を図ること、また、将来の子どもに対しても同様のサービスを受けていただく必要があることから、現在のところでは、義務教育世代である中学生卒業までを一定の範囲としていきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） この質問は、昨年私の3月議会での一般質問でもお伺いいたしまして、同様の答弁をいただきました。今回、府下で高校まで無料化を実施している市町村は、隣の南丹市と伊根町でございます。高校生ともなれば、それぞれ体調管理もできることから、さほど病院にかかることも少ないのではないかと考えますが、南丹市では高校生がこの医療費に占める割合は2割程度とお聞きしております。こうした、先ほど町長もおっしゃいました本町でもこうした子育て支援、充実をして取り組んでいるということは評価いたしますが、今、我が国は、長期にわたる人口減少過程に突入していると言われております。幾ら寿命が延びても、子どもが生まれなければ、人口が減るのは自然現象であります。なぜ、子どもが生まれないのか、少子化になっているのか、これはいろいろな問題や課題があるかと思いますが、まず、子どもを育てる費用は、その人の所得に依存しているということが大きいのではないのでしょうか。町長のつどいで町の財源は町の家計簿として、大変わかりやすく資料であらわしておられました。一般家庭におきましても、限られた所得の中で、まず、優先するのは何か。また、そして、削るのは何かということで考えていった場合、必要経費は払うべきものは払わなければいけません。その中で、いざとなったときに、やはり、子どもにかかる費用はどうか、自分たちの衣類、それを使うのであれば、それは削ってでもやはり子どもたちの費用というものは、かかるものはお金をかけるのが親御さんではないかと考えます。そういった場合、この京丹波町、確かに子育て支援が充実はしておりますが、保育料の軽減措置とか、やはり高校卒業までの医療費無料化、そういったことをまず一歩、こ

れまでよりも人口の減少を食いとめるためにも踏み出していく手段として人口を増やすことにも、また南丹市でとまるのではなくして、京丹波町も高校まで医療費無料だよとなった場合、そうしたら、こっちにも人口若者定住として、若い方も流れる傾向があるかもわかりません。そういったことを考えた上で、やはりもう一步踏み出す考えはないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、お話いただいたようなこともあると思います。ただ、今、申しましたとおり、政府のほうで、高校授業料無償化が実施されているわけですが、私の町長としての現在の考えは、義務教育ということを一定の線として考えておりますので、そのようにご理解いただけたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、次に、介護保険制度について、町長にお尋ねをいたします。

一つに、介護保険料についてであります。第5期介護保険事業の計画で、平成24年度から3年間の保険料が改定をされました。全国のほとんどの市町村で基準額が1,000円ほど引き上げになるようであります。本町では、新聞にも報道されておりますように、基本額が4,083円から5,350円へと月額1,267円の引き上げとなります。

厚生労働省は、全国的に引き上げ幅が大きいことから、都道府県に設けている財政安定基金の取り崩しを初めて認める措置が取られました。財政安定基金は、国と都道府県と市町村がそれぞれ3分の1ずつ拠出しており、この財源は、高齢者の保険料であります。

この基金は、2010年度末現在、積み立て残高が全国で2,760億円となっております。厚労省では、都道府県が受ける取り崩し額については、保険料率の上昇の抑制や職員研修の充実などへの活用を想定しております。

そこで、お伺いします。

本町での第5期介護保険事業計画の中で、こうした基金の取り崩し額を保険料の上昇抑制に活用をされたのかどうか、その点をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） ただいまの財政安定化基金取り崩しに関連しましては、本町におきましては、1,080万円を京都府のほうから交付をされるということをお伺いしております、保険料の算定に入れております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 本町には、1,080万円、そういった交付金として払い戻されたということで、そのことを踏まえての保険料が改定されたのであるという答弁であります。今、京都府のほうにおきましても、この府の基金、財政安定基金であります。62億円あるということでもあります。今年度のこの当初予算では、30億円が取り崩しをされまして、そのうちの10億円はそれぞれの市町村に交付金として支払われたということでもあります。国のほうにも10億円返納しているということもお聞きします。やはり、この基金というのは、それぞれ高齢者の保険料でありますので、やはり、これだけ保険料がそれぞれ上がるのであれば、やはり、府のほうも国のほうに返納するのではなくして、市町村のほうにそういった保険料抑制をするためにも、府のほうから国に対しても保険料抑制をするための基金として返すのではなくして、それぞれの市町村に返すというべきであるものではないかと考えますが、その点は、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 財政安定化基金の考え方につきましては、この第5期期間中に、もし保険料で賄えない場合、お借りをするという基金でございますので、今回、第4期に関しましては、ほとんどの市町村で恐らくお借りをされてなかったのではないかなというふうに思っております。ただ、第5期の計画期間中につきましては、やはり、本町も含めて、かなり危機感を持っております。基金自体もやはりお残しをいただいて、そういった場合には、こちらからお返しするという手だても必要になってくるのではないかなというふうにも考えておりますので、すべて取り崩しをして市町村に交付をするということに関しては、やはり、そのようなところはある程度のところお残しをいただきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今年度の当初予算を見ましても、本町に介護保険の準備基金として、1,416万7,000円、積立金となっております。この基金は、いざという時、不足したときに取り崩すために設置されたものではあります。一定、こういった決められた準備基金と積み立てするものは決められたものなのかどうか、数字的にはもう一つ私も不勉強なので、わかりませんが、こういった決められたものがあるのかどうか、基金として。国保でも基金、一定の何割かは積み立てなさいというのがあるんですけども、こういった数字的なものがあるのかどうか、その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 他の保険料とは違いまして、3年間の中で保険料すべて、基金も含めまして、使う、活用するという考え方でございます。ですから、基金を積み立てるということが前提の制度にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 次に、二つ目には、施設の待機者について、お伺いをいたします。

当初予算でも説明をいただきましたが、施設入所への待機者が89人とのことでありました。今回の第5期の策定計画では、待機者への入所計画はどのように盛り込まれているのか、また、見通しはどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 第5期介護保険事業計画期間中の介護保険施設サービスの利用者は、介護老人福祉施設や介護老人保健施設を含め、延べ963名、年平均311名から341名の利用を見込んでおります。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 今、見込んでおられる人数はお聞きいたしましたが、こういった待機者に対する解消というんですか、それは、どのように考えておられるのか、特に、本町に施設がありますが、できるだけ本町の施設に入りたいという方は、もちろんおられますので、そういった89人という方が待機者として、申し込まれている人数ではありますが、重複しているところもあるかと思えますけれども、そういった方への解消はこの5期では、どうしようと計画ではされたのかどうか、もう一度お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 昨日の小田議員さんへの答弁でさせていただいたかと思うんですけども、町内の老人福祉施設の中で、増床なり、新たに地域密着型の介護老人福祉施設を検討をいただいているところもでございます。本町といたしましては、平成26年度にその数字を見込んでおりますので、それがいわゆる待機者と言いますか、本町で言います入所申込者、実入所申込者89名とおっしゃったんですけど、ちょっと私、平成22年度は83名、平成23年度は106名というふうに申したと思うんですけども、そういった方への対応になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 増床も含めて、そういった施設が、今後、昨年の12月議会でも議員からの質問がありまして、ある民間の事業所からも、やはりちょっとそういった施設をしたいというような声も聞いたかと思えます。また、一方、大変老朽化した施設もありますので、そういったところからの声も上がっているのではないかと思えますが、これを解消するには、やはり、第5期の介護保険の今度の事業計画の中に盛り込まれるのかどうか、先の見通しも、再度お伺いしたいと思えます。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） ただいま申しましたとおり、平成26年度に数字のほうを見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それでは、三つ目には、介護報酬の改定についてお尋ねをいたします。

今回の改定案で在宅高齢者に対する生活援助の基本的な提供時間を3割程度縮小、短時間にするということですが、在宅高齢者へのサービス低下につながる重大な問題であります。現在、30分以上60分未満、また、60分以上とそれぞれ区分をされておりますが、この改定案では、20分以上45分未満、45分以上として、15分減らすというものであります。

ヘルパーさんの仕事は、ただ、機械的に言われたことを時間内に済ますというだけではありません。利用者の方とコミュニケーションがあつてこそ、援助が成り立ち、その人らしく生きていけるようなお手伝いをする大切な仕事であります。また、この介護報酬の見直しによって、事業所にも大変減収につながるものではないでしょうか。

利用者の方はもちろん、利用者さんの実態を身近で見ておられる事業所との話を聞く必要があるかと思えますが、どうでしょうか。

また、国に対し、こうした問題提起をするべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、平成24年度の介護報酬改定は、高齢者の尊厳保持と自立支援という介護保険の基本理念を一層推進するために、各サービスの報酬・基準について、見直しを行うものとされております。

訪問介護の生活援助につきましては、限られた人材の効果的な活用を図り、より多くの利

用者に対し、ニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分を60分から45分に短縮されたものでありますが、調理や洗濯などの生活援助のほか、いわゆる利用者との大切なコミュニケーションや触れ合いの時間が失われるのではないかと懸念もあり、ほかの改正点と合わせ、利用者や事業者のお声をお聞きする中で、まずは慎重に改定内容を分析してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それぞれ、効率的にと、国のほうでは、時間的に厚労省の調査で、洗濯は16.6分で終わり、調理や掃除は15分で終わると、そういったデータをもとに出されて、こういったことがされようとされておりますが、町長も洗濯はされたのか、調理をされておられるのかどうか、その辺はわかりませんが、ここでおられるそういった家事を受け持った女性の方でもわかると思います、16分で洗濯って今、全自動であっても40分からかかります。調理も、やはり、そこのおうちに行って、食材を見て、これを使ってくださいと言われてから調理にかかるわけですね。そうしたら、洗濯を16分でしょうと思ったら、逆算しましたら、30分前くらいから相手さんにスイッチを入れておいてください、洗剤を入れてくださいというふうなことを言って、スイッチを入れておいてもらって、それでお伺いするという考えになるのではないかと思いますのと、それでまた、調理にしても、全く買い物してからそのお宅に行くということになるのではないかと思います。その間、ボランティアに、報奨はもらいませんよね。ヘルパーさんは、そのおうちに行って、初めて時間でお金をいただくんですからね。ボランティアに全くなってしまうのではないかと、そういったことをやはり考えましたら、この改定というのは、矛盾があるのではないかと。そのように思いますが、その点、町長はどう思われますか。私の今言った時間の配分に対して、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 私は、何でもしますけれど、手が遅いとずっと言われておりますので、今のようなことは、とても対応できないという男です。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 町長だけでなくして、私もそのような時間では多分できないと思います。高齢化社会に向けて、安心して老後が暮らせる社会制度にするために、この2000年に介護保険制度が設けられました。しかし、年金はスライド式に減っていく中で、保険料はどんどん上がっていく、限られた年金での生活は、本当に制度を使いたくても、利用できない方々が実態であります。それこそ、保険あって介護なしとならないように、抜本的な

見直しが必要ではないかと、国にもっとそういった実態を町からも声を挙げていく、その必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町長の見解は、国会議員さんも大事だけれど、主に原案をつくる公務員の方がもうちょっと日常の生活状況を知ってもらうことのほうが大事ではないかなというふうに、私は桜梅園理事をしていていつも感じました。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） それこそよく言われます机上の上だけの計算ではなくして、やはり、生活していく上の実態に合った制度をやはりするのが、そういった今回の場合は、厚労省であります、仕事ではないかと、今、町長がおっしゃっておられるのは、私も同感でございます。

関連質問といたしまして、全国初の取り組みとして、京都府では、介護保険サービスを10年以上利用していない90歳以上の高齢者に対し、報奨金として3万3,000円分の地元商品券を贈呈するとして、平成24年度の当初予算案に3億3,000万円計上されております。

府の高齢者支援課では、お年寄りの健康維持と地元の経済活性化につながる事業として、今後も継続事業としていきたいということですが、対象者は府下で約9,500人とされており、本町での対象者は、わかる範囲でよろしいですけれども、何人と見ておられるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） その件に関しましては、京都府のほうから正直全く市町村のほうには通知等おりてきておりません。報道のみ先行しておるという状況でございます、来週3月15日に担当課長会、私、たまたま予算委員会と重なりまして、出席はできないわけですけれども、その中でひょっとしたら、議題としてか、説明事項の中に入らないかなというふうには思っておりますけれども、大変申しわけございませんが、情報として得ておりませんので、お答えはできないということでお許しをいただきたいと存じます。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 関連として、今、お伺いしたわけでありまして、大体この京丹波町では、90歳以上でそういった10年以上も利用していないという方も限られるのではないかと思います。また、ちょっと1回調べていただいたらうれしく思います。

それでは、最後の質問といたしまして、交通安全対策について、町長にお尋ねをいたしま

す。

一つには、下山バイパスの開通に伴い、27号の長野から白土までの交通量は減少したものの、その分スピードを出して走行する車が目立つようであります。毎年、日本共産党からの予算要望書にも取り上げていますが、栄農橋から出る際、歩道に設置をされている防護さくが面となりまして、大変見にくく危険であります。特に、車体の低い車種は、停止線からぐっと乗り出さなければ確認ができないのが現状であります。

ご承知かとは思いますが、再度、現地確認をしていただきたいと思っております。防護さく数枚、現在の種類を取りかえることで、危険が回避できるものと考えますが、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国土交通省に現場確認をお願いして確認をしてもらいました。確かに栄農橋から27号へ侵入する際には停止線から右側の車輛や歩行者や転落防止さくにより、確認しにくいということでもあります。改善を行うとの回答を得ております。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 二つには、国道9号の美容室ホワイト付近に、防犯灯の設置を国交省に要望すべきと考えます。以前にも不審者の出没がありまして、須知高校生の保護者からの要望もお聞きしております。自転車通学の安全確保からも要望すべきと考えますが、町長の見解をお伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 道路照明の設置につきましては、国土交通省に問い合わせをまずいたしました。該当箇所については、歩道幅員もあり、構造上危険な箇所でもないため設置は困難であるということでもあります。設置基準による交差点や横断歩道、あるいは道路構造物の起点となる、あるいは終点以外となるということで、歩道連続照明は設置しないという見解でありましたので、ご理解いただきたいと思っております。ずっとこれ、お答えしてきているとおりです。

○議長（野口久之君） 坂本美智代君。

○10番（坂本美智代君） 国交省のほうからそういった決まりがどうかわかりませんが、しないということでもあります。そのホワイトさんのところの前が、車の待避所みたいになっているんですね、広がって。そこに、車がとまって、そういった不審者が出るということであるんですね。だから、その点、そういった不審者ということでは、やはり、通ってる部分は、車の中におられますので、全く想定ができないということですか、見えない部分がありますので、そういった大変危ないということもありまして、やはり、保護者の方か

ら、そういった声もお聞きしているんですけども、そういった実情を町のほうからも言うていただきまして、ただ防犯灯を設置してくださいというだけではなくして、そういった車で不審者が待機しているということは、これまでも事例としてあったということをぜひ伝えていただいた上で、さらに要望を重ねていただけたら、うれしく思います。その点をお伺いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 個別の箇所についてです。きちっと伝えてできたら明るくしてくれということをお願いいたします。

○議長（野口久之君） これで、坂本美智代君の一般質問を終わります。

次に、松村篤郎君の発言を許可します。

村松篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 9番、松村です。それでは、平成24年第1回定例会におきます私の一般質問を通告書に基づきまして、行いたいと思います。

私は、次の4点について、質問をさせていただきます。

一つ目は、町道下山駅前線の改良整備について、二つ目に、過疎地域自立促進計画の推移について、三つ目に、障害者福祉事業の拡充について、四つ目に、要望書、陳情書等の受け付け状況について、以上の4点であります。

まず1点目の町道下山駅前線の改良整備でございますが、この下山駅前線というのは、JR下山駅から国道27号まで通じております急な坂で、大変道幅の狭い危険の多い箇所でございます。府道の京丹波三和線の改良整備の推進に合わせまして、過疎地域自立促進計画に挙がっております町道下山駅前線の改良は、本当に実現していただけるのかどうか、その辺について、お伺いしたいんですが。

平成21年度の町長と語るつどいで、下山地区での会場におきまして、地域住民より、この町道の改良について、改善の要望が出ましたが、そのとき町長は、改良する考えは現在ないという答弁をいただいています。私そのときには、京丹波三和線の改良工事が進む状況を見てから、判断されるものだと理解をしておったんですけど、昨年11月に私も下山地域だけではあります、8会場に住民との懇談会を開催させていただいて、その多くの地区から一番強く関心があったのが、この下山駅前線の町道の改良整備でございます。JRの下山駅の乗降客が多い時間帯になりますと、車両の通行量が多くなりまして、坂の途中で出合いますと、どうしても譲り合わなければ、離合ができないという状況のときに、たまには、電車に乗りおくれるというような状況が起きているということをお伺いいたしております。こ

こも小学生はもちろん、スクールバスに乗ります中学生もこの町道を通って、通学するわけですが、大変見通しも悪く、車両が離合するときになりますと、大変危険と隣り合わせの状況でございます。下山バイパスのアクセス道の新設につきましても、依然として根強い要望がありますけれど、現に利用しておりますこの下山駅前線、これの改良について、住民の強い要望をぜひお聞きいただいて、喫緊の課題となっておりますので、その辺の状況につきましても、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 町道下山駅前線につきましては、府道京丹波三和線から国道27号へのアクセス道路として、多くの方が利用されており、利便性の向上が必要であると認識しておりますが、京都府により、整備が進められております府道京丹波三和線との交差点部の整合や地形的に急こう配のため、さまざまな制約があり、より安全な道路計画を進めるに当たり、今後、十分な検討が必要であると考えております。

今、聞いたことよくわかっていて、反対に下山の駅前に入らせてもらったときも、どっちかと言ったら、私が現状を知らないのではないかという趣旨でお怒りもありました。私は思うのに、質問に書いてもらっているとおり、本当だったら、本来あの町道は、私は思うのに、今、電車で遅れることがあるとかと言って、おっしゃいましたけど、上りだけ一方通行して、電車で絶対遅れないようにするとか、そして、帰りは、やはり、本来の三和線で27号に出てもらおうとか、地元としては、そういう思案もされた方がよいのではないかというふうにぐらい思います。地元のことを考えたら。もちろん、改良するということになる、相当みんなの協力が必要ですし、広げるのなら、こういうふうにとかと言って、地元で、いまして、熱が上がらないと、言いつ放しでは、私、改良できないと思いますよ。あの町道は。余り本当のことを言って、松村議員にいかんけど、私はそういうふうに思っております。改良はすべきだとここに答弁したとおりであります。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 今、町長が地元のほうでも少しは動きをしてはという答弁でございましたが、以前、寺尾町長就任前のことではございますけれど、現在、あそこのJAの下山支所跡地がありますが、その反対側に三好さんという洋服店があるんですが、そこの方から土地を提供してもいいから、改良してほしいという要望をされたようでございます。それにつきまして、当時の区長、下山区長から、町のほうへ進言したようですが、それきり取り合ってもらえなかったという経緯も、下山区民の十分承知してございまして、今回、またこういった要望を強くしているわけなんですけれど、それは、過ぎたことでございますので、そうい

うこともあったということは、ご承知おき願いたいと思います。

それにつきましてですが、過疎地域自立促進計画で、平成25年度、平成26年度に計上されております合わせて1億2,000万円のこの計上につきましては、バイパスへのアクセス道を新たに新設するものなのか、また、現町道のままなのか、合わせて、もう一度確認させていただきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 今、ご質問のありました下山駅前線の現道の拡幅改良計画の予算として、過疎計画のほうには計上いたしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 今、課長の答弁では、その現町道の拡幅整備の予算ということですので、また、そのときになりまして、本当にそうしてもらえるのかどうか、確認はさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、2点目の過疎地域自立促進計画の推移について、お尋ねをしたいと思います。

平成22年9月議会に提案され議決いたしました京丹波町過疎促進自立促進市町村計画におきまして、平成22年度から平成27年度までの計画が定められました。そこに盛り込まれました内容につきましては、多岐にわたっておりまして、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、及び集落の整備などがあります。私、それらの中で、今、お聞きしたいものは、次の3点でありまして、産業振興に関するものの中につきましては、いろいろたくさんありますが、私は、特に地元の事業につきましてだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

一つ目には、白土の北谷水路改修工事が、京都府の事業で、今、着手されております。この工事は、北谷池から集落まで約1キロにわたる水路をパイプライン化する工事でありまして、この事業につきましては、この事業でしていただいているわけであるんですが、町としても事業費の負担等、また、受益者等の負担につきまして、わかっておれば、お知らせ願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いわゆる北谷水路改修工事ですが、京都府のまず事業で現在、工事中であります。町の事業負担はないのかということですが、この事業につきましては、平成22年度に測量設計業務を町で実施しました。工事を京都府の土地改良事業として、実施して

いただいております。工事費に対する地元と町の負担が発生いたします。負担額については、工事完了後に決定させていただくということで、地元の方と調整しております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 現在、工事が行われておりますので、ぜひ、5月の田植えまでには、間に合うようお願いしたいということでございます。地元負担額等につきましては、完了後ということですが、役員に聞きますと、地元負担としてはほとんどないというように聞いているので大変喜んでおるわけなんですけど、いろんな制度を利用して、こうした工事ができることを感謝申し上げたいと思います。

続きまして、森林公園整備事業の中で、鳥インフルエンザ発生農地跡地の活用について、平成25年度に7,000万円計上されておりますが、この事業についての進捗について、お伺いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、森林公園整備事業という事業名が仮称でございます。まず、そのようにご理解いただきたいと思います。

この事業につきましては、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に関連するものでありまして、地元の西部環境保全検討委員会、京都学園大学、町の3者で協定を締結し、現在、平成24年度以降の事業化に向けて、活用案の検討を進めております。その結果を受けまして、事業化に移ることとしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 事業化の内容につきまして、もう少し詳しくわかれば、担当課長でも結構ですが、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 先ほどの町長の答弁にもございましてように、現在、地元を中心にその活用策について、検討いただいているという状況でございまして、それを受けて、町がこういうものにしていくということで決定し、その費用につきまして、補正予算等でまたお願いするというので、現時点ではどういった事業にということ、まだ決定いたしていません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○ 9 番（松村篤郎君） それでは、交通通信系での整備につきまして、これも、申しわけないですけど、地域のことばかりお聞きするわけですが、町道下山日吉線の改良計画は、今後どのような計画があるのか、具体的にわかれば、それを聞きたいと思います。

平成 24 年度、平成 25 年度、平成 26 年度の 3 年間で 8,000 万円の計画が上がっておるんですが、これの具体的な内容について、お聞きします。

○ 議長（野口久之君） 寺尾町長。

○ 町長（寺尾豊爾君） 町道の下山日吉線改良計画は、区間が国道 27 号バイパス野丸交差点周辺部であり、延長、まず 590 メートルの改良計画となっております。本年度においては、133 メートルを実施し、次年度以降においても、事業を継続することとしております。

以上です。

○ 議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○ 9 番（松村篤郎君） 590 メートルのうち 133 メートル、平成 23 年度完了したわけですけど、残り約 400 メートル余り、これは、多分旧町長の松原氏宅あたりまでの距離だと思うんですが、あの辺は大変大型車が通りまして、地盤もかなり傷んでおりますが、これは、平成 23 年度の第 4 四半期で工事の計画があるとお聞きしていたんですが、それが平成 24 年度以降ということになるんですが、何か原因があったのか、お尋ねしたいと思います。

○ 議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○ 土木建築課長（十倉隆英君） 下山日吉線の改良の計画は、先ほど、町長の申されましたとおり、野丸の交差点の前後区間 590 メートルでございまして、今、おっしゃられました部分については、排水不良の区間の修繕工事のほうを計画しておったんですが、その排水先のほうの調査をしました結果、もうちょっと慎重に検討する必要がございましたので、今後、排水の流末の部分も含めまして、道路の修繕という形で、計画のほうはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ 議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○ 9 番（松村篤郎君） ぜひ、修繕のほうも、早急に取りかかっていたくようお願い申し上げます。

それから、下山小学校から歩道橋わたりまして、グラウンドのほうへ行きます高屋川にかかっております藤ヶ瀬橋の改良につきまして、これは、高屋川の河川改修工事として、架け替えられるというふうに聞いておりますが、これは、この促進計画の中に入っております計画とあっているのか、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高屋川の河川改修計画につきましては、改修計画が認められ、地元説明や用地立ち合いが行われたところであります。藤ヶ瀬橋の架け替えにつきましては、河川改修と合わせて実施してまいります。

以上です。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 同じく交通通信体系の整備につきまして、町営バスの運営は将来的に外部委託をしたいというようなこともお聞きしたわけですが、これは、平成27年度までに6,700万円、毎年計上されておりますけれど、そういった方向で進められるのか、お伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 現状を把握する中で、運行計画に基づきまして、外部委託についても検討する考えであります。相手があることなので、こちら、その予算で外部委託をしたいと言っても、受けてくれるかどうかというような現状があるなという認識でおります。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 大変、町営バスの運営につきましては、厳しいものがあることは、ほかの議員さんからの質問等でありましたので、ぜひそういった方向で進めてもらいたいなというふうに思います。

それでは、医療の確保について、ご質問申し上げます。

この年次計画で挙げられております毎年2,900万円の計上ですが、これは、診療業務を委託というようにお聞きしたんですが、間違いなかったですか、お尋ねします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお尋ねでございますが、これは、診療委託業務と申しまして、いわゆる窓口の医事関係のほうへのことを考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） そういふことでしたら、了解いたしました。

それでは、3点目の障害者福祉事業の拡充について、お尋ねいたします。

障害者自立支援法に変わります新たな障害者総合福祉法の制定に向けて、障害者制度改革推進会議総合福祉部会で昨年度、議論がなされまして、骨格提言が政府に出されました。平成23年度末に推進会議が提言いたしました60項目のうち、厚生労働省はそれについての

改革案を出したわけですが、提言の中身について、わずかな項目だけ厚労省が認めたと、あと、ほとんど反映されていないという批判が、報道各社からされております。この改正案につきましても、今国会に提出されているようでございますけれど、このまま政府案として可決されますと、平成25年度以降の施行になるようでございます。障害者自立法の廃止を掲げた民主党ではありましたが、そういったことはほごになりかねないというふうに考えております。骨格提言に基づく総合福祉法の制定に困難なく移行できるような体制を整えるべきだと考えておりますが、それについて、町長にお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 厚生労働省が示しました障害者自立支援法の改正案につきましても、障害者の範囲に難病の方を加えると、制度の谷間を埋める配慮がなされております。しかし、サービスの原則無償化や新たな支給決定の仕組みなど、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が十分に反映されていないという指摘もございます。今後につきましても、本町の福祉サービス利用者を初め、障害のある皆さんへの影響を考慮し、国会での議論を注視してまいりたいと思っております。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） この総合福祉法に対する制定に向けまして、議会の初日のときに障害者代表の方から議会に対して、請願、ちょうど出ておりますが、議会としてもぜひ、これを認めていきたいというふうに考えておりますが、南丹市及び亀岡市会でも、そういったことが全会一致で可決されて、請願書が出されているようでございます。全国各地の議会におきましても、多くの議会は、そういった請願書に積極的に取り組んでいるというふうに報道されておりますし、私も資料を持っておるんですが、こういったことは、町と議会とも一体となって、ぜひ、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

障害者福祉につきましても、二つ目の質問ですが、地域移行、地域生活のさらなる推進をということでございます。

障害者が自ら選択して、地域で必要なサービスや支援を利用して、安心して暮らせる地域社会を目指すことが重要でありますし、障害者自立支援法においても、入所施設や病院から地域生活への移行を基本理論とした地域移行目標や入所施設利用者らを減らす趣旨が加わってきたと考えられております。第3次京丹波町障害福祉計画には、この総合福祉法を視野に入れて、作成されたものかどうかお尋ねします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 総合福祉法を視野に、前提に、検討をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） そういうことを前提としてつくられたということでございますので、第2次の障害福祉計画よりはかなり突っ込んだ計画がされているというふうに理解させていただきます。

次に、町内3カ所の共同作業所を一つに統合して支援効率の向上を図るべきと考えます。丹波、瑞穂、和知地区にそれぞれ一つの共同作業所がありますが、この3カ所の事業所の運営には、かなり課題もあると聞いております。もし、統合して、事業所を1カ所で運営した場合、利用者の立場や職員及び支援体制、それから、送迎、入所者の定員等、それぞれにメリット、デメリットがあると思うんですが、挙げられるものはどんなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 後ほど、担当課長から詳しく答弁させますが、何にしましても、社会福祉協議会と十分、私の立場で申しますと、検討していくということであります。

作業所を統合することが、余り私はよくないのではないかなというふうに思っております。確かに効率は上がるし、利用者も一部の方は便利になるかと思うんですが、私は、3カ所置いておいてあげたほうがよいのではないかなというふうに、ものを考えているところであります。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 現在、松村議員さんご提案いただいております統合も含めまして、共同作業所の運営主体であります社会福祉協議会と協議というか、今後のあり方について、検討させていただいております。その中で、統合、あるいは精神、知的、身体の3障害別、あるいは、今サービス提供させていただいております生活介護と就労移行支援B型というサービス、二つのサービスを提供させていただいておるわけですが、それをある意味分けて、今後、提供していくべきかどうか、そういったことも含めて、あらゆる可能性を探っておるというところでございます。

今の平成24度からの計画の期間中の中で、今後のあり方について、検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 町長は3カ所置いておいたらいというふうなお考えを今示されたわけですが、もしこれを1カ所にした場合、どういったメリット、デメリットが出るのか、後ほどでも結構ですので、また、報告を願いたいというふうに思います。

それから、次の質問ですが、町と事業者が協力して、グループホーム等の設置など、地域生活の支援を中心とした事業の推進検討をお願いしたいということです。

介護と援助を一元化する、すなわちケアホーム等、グループホームを一元化して、共同生活を行う居住のケアが柔軟に行えるようにする改革案が、出る模様ですけれど、こういったケアホームとグループホームを一元化する施設、そういったものを廃校小学校跡地を利用して、実施できないか、お尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 障害のある方が、自立しながら地域で暮らすことのできる居住の場として、グループホーム、あるいはケアホームの設置が認められておまして、町内唯一の入所系事業所であります丹波桜梅園との連携をさらに深めるとともに、今後も引き続き、新たなグループホーム、ケアホームの設置についても研究、検討を重ねてまいりたいということです。

学校跡地については、現在、地元の方との協議を優先したいと思っておりますので、検討の対象には、現状ではなりません。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） それでは、福祉についての最後の質問ですが、公民館等に洋式トイレの設置をしてはということでございます。お尋ねしたいのは、教育委員会や、支所所属の公民館等に洋式トイレの設置の状況をまず、現況について、お尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 教育委員会が所管をしております主に公民館等の洋式トイレの設置の状況でございますけれども、現在、洋式トイレが設置されておりますのは、中央公民館の女子トイレ、それから、桧山公民館の男女、それから、梅田公民館の女子、それから、三ノ宮公民館の男女に洋式トイレが設置をされております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 瑞穂支所の所管の分でございますが、まず、山村開発センターでございます。1階の男子女子合わせまして、洋式トイレが各1、それから、2階のトイレでございますが、男女洋式が1、合わせまして、1階のフロアのところに障害者用の洋式ト

イレを1、設置をしているところがございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 私は、ある方から聞いたところによりますと、中央公民館の男子のほうにぜひ洋式トイレを設置してほしいと、障害者の方、バリアフリー等によりまして、配慮されているんですけど、トイレが和式の場合、利用しにくい高齢者や障害者があるとお聞きしております。ぜひ、設置をされていないところには、設置をするべきだと思います。できれば、ウォッシュレットのものがいいんですが、その辺のお考えがあるかどうか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、洋式トイレの設置についてに加えて、障害者用トイレにつきましては、中央公民館に女子用のみの障害者用トイレを設置しておりまして、また、和知公民館、桧山、梅田、質美には、それぞれ、障害者用の洋式トイレを設置しているということをつけ加えさせていただきます。

先ほど、ご指摘がありました公民館は、町民の皆様の生活、文化の振興や社会福祉の推進を図るための施設でございまして、障害のある方や高齢者の方も、安心して、ご利用いただけるように、施設設備を整えることは、重要な事項であると認識しております。

議員ご指摘の公民館等における洋式トイレの設置につきましては、先ほど申し上げましたように、洋式トイレが設置されていない公民館や、あるいは、障害者用トイレが設置されていない公民館もありまして、今、大変ご不便をかけております。今後、公民館に来館される皆様のご要望も十分お聞きをいたしまして、安心してご利用いただけるよう、施設の構造上の課題も含め、設置について、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） 前向きに検討いただけるということを理解させていただきました。

それでは、最後の質問ですが、町内の行政区や組織、団体等から平成23年度中に受付受理されました要望書、並びに陳情書について、お伺いいたします。

一つ目に、平成23年度中に受理されました件数は、何件あったか、お聞きします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成23年度中に受理した件数は114件、項目にしまして242項目であります。

- 議長（野口久之君） 松村篤郎君。
- 9番（松村篤郎君） 144件、242項目ということでございます。その中で、直ちに町政に反映できるような案件があったかどうか、お伺いいたします。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 受理しました要望書等の中には、須知高校生からまちづくりについての提言書や、有害鳥獣対策の強化についての要望などがございまして、町政に反映できているものがございます。
- 議長（野口久之君） 松村篤郎君。
- 9番（松村篤郎君） 要望書、いろいろな方面から出されていると思うんですが、ぜひ、町政に反映できるそういった案件が出てくることは、大変望ましいことだと感じております。
- 受付受理されました中で、町独自では解決できないものもたくさんあったかと思うんですが、府なり、国なりへ上申されたケースは、また、その中身につきまして、お願いいたします。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 上部機関への上申件数は28件であります。主な内容は国道や府道の改修要望でありました。
- 議長（野口久之君） 松村篤郎君。
- 9番（松村篤郎君） それでは、最後の質問ですが、年度内に対応済みの件数と対応できなかった内容について、お聞きします。
- 議長（野口久之君） 寺尾町長。
- 町長（寺尾豊爾君） 年度内に対応済みの件数は42件で、主な内容は各集落内道路の舗装、修繕や側溝修繕であります。
- 議長（野口久之君） 松村篤郎君。
- 9番（松村篤郎君） お聞きしました件数、内容につきまして、この中に、平成23年度行いました町長と語るつどいで住民から直接受けられた要望等と重複するようなものがありましたか。
- 議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。
- 企画政策課長（中尾達也君） ただいまのご質問でございますけれども、町長と語るつどいで住民の方から出されました要望、それから、今回、当課で受けております要望書の中でございますけれども、先ほど来から出ておりますように、府道でありますとか、町道の改良や修繕要望、それから、交通安全対策、また、有害鳥獣対策など、多くの項目が重複している

ものがございます。

○議長（野口久之君） 松村篤郎君。

○9番（松村篤郎君） これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口久之君） これで、松村篤郎君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、東まさ子君の発言を許可します。

東まさ子君。

○7番（東まさ子君） それでは、ただいまから、平成24年京丹波町議会第1回定例会におけます私の一般質問を行います。

まず最初に、国民健康保険について、伺います。

少し前置き、国民健康保険についてさせていただきます。

国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて、施行され運営されております。この法律は法律の目的を国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを規定し、国民に医療を保証するための制度であることを明確にしています。

そして、市町村が国民健康保険の保険者になることを義務づけています。国には、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと義務づけ、その財政的な裏づけとして、国庫負担金を交付するとしています。

また、組合健保や共済組合、協会健保、国民健康保険組合などの他の公的保険に加入している人を除いて、すべて国民健康保険に入ることにしました。

1961年にこの国民健康保険法が施行されたことで、国民がいずれかの医療保険に加入していることが、原則とされ、日本の医療保険は国民皆保険と言われるようになりました。

こうして、市町村は、国民健康保険に加入している地域住民の健康に責任を持つことになりました。

さて、本町の平成24年度の国保税については、安定的で持続可能な制度運営のために所要の税率改正、これが必要であるけれども、長引く不況や現下の厳しい経済情勢と住民負担に配慮をして、据え置くと提案説明がありました。国保税は、平成21年度に大幅な引き上げが行われた後は、平成22年度、平成23年度、平成24年度と据え置きとなったわけで

あります。

国保会計の状況は、平成21年度の大幅な国保税の引き上げがされた後、滞納件数、及び滞納額の両方が大幅に増加する結果となりました。このことは、言ってみれば、国保税が能力を超える高い保険税になっていることを示す数字だと言えるのではないのでしょうか。

まず最初に、国保加入者の平成21年度、平成22年度、平成23年度の所得の動向について、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成24年度の国保税額につきましては、予算ベースでの1人当たり賦課額は介護分を含めまして8万4,194円、1世帯当たり賦課額は15万663円と推計しております。いずれも、平成23年度、当初予算算定時より若干上昇しておりますが、当数値は当初予算算定時の試算値であり、国民健康保険は加入者の資格異動が多いため、変動する可能性があります。

また、平成21年度から平成23年度の国保加入者の所得の動向につきましては、平成21年度からこの間、所得割の算定基礎となります基準総所得金額では、所得200万円以下の加入者が約89%を占め、そのうち、所得なしの加入者が40%から41%占めている状況であります。いずれも、同じ水準で推移いたしております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） それぞれの年度の推移をお聞きしたわけでありますけれども、今、町長のほうから所得水準200万円以下89%、所得なしが40%から41%ということで答弁がありました。大変収入の低い、そういう加入者が圧倒的であるということを示している数字であります。このように、大変所得が低い中で、高額の保険料を払うという状況になっております。例えば、200万円の所得、40歳以上、夫婦、そして子ども2人でありますと、国保税を計算しますと、固定資産税は5万円とした場合、試算しますと36万円になりまして、所得の18%を占めるというふうな、本当に厳しい状況になっております。

平成24年度の国保税については、引き上げをしないということで、頑張っていたという理解をさせていただいておりますけれども、今、町長のほうからありましたように、税率を据え置いたとしても、収入が減少する中、そしてまた、いろいろ公共料金でありますとか、負担が増える中で、大変厳しい加入者の状況があると思うんですけれども、町長は、そのあたりどのようにご理解、実態把握というか、生活状況をどのように受けとめられているか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 医療費にかかわる医療費、そして、それをきちっと担保するために保険、その保険が生活の中で非常に負担になるということであれば、非常に不幸なことだなどという認識であります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 町長が、今、言われましたように、大変不幸な状況になっているんです。それを示しているのが、滞納の実態であると思います。滞納が示している数字であると思っております。本当に払えない保険税になってきている、このように思っております。

そうしたもとの、次に、すべての人に正規の保険証を交付することについて、お伺いをいたします。

昨年、全日本民主医療機関連合会が加盟している医療機関に呼びかけて、調査をされた調査報告があります。ホームページに載っておりますので、ごらんいただいたらいいと思うんですが、職を失い、無保険になったり、国保税の滞納により、病院窓口で、10割の負担となる資格証明書などに切りかえられたりした結果、受診が遅れ、病状が悪化して、死亡に至ったと考えられる事例が42件、また、正規の保険証を持ちながら、病院での窓口負担金が払えない、経済的理由で受診が遅れ、死亡に至ったと考えられる事例が25件であったと報告しております。そして、この数字は、全日本民医連、ここに加盟している医療機関での調査結果であり、この数字というのは、氷山の一角、このように考えられると告発しています。

まず、伺いたいのは、こういう事態が現実には起こっていることについて、住民の命と健康を守る責任を持つ国民健康保険の保険者として、町長はどう受けとめられているか、まず、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、初めて聞いたところで、事実かどうか確認できておりませんので、答えも不正確になるかと思いますが、残念に思います。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 初めて聞いたということで、ご答弁ありました。ホームページに載っておりますので、また、いろいろなケース、それぞれ載っておりますので、ごらんいただいたらうれしく思います。ここで、事例の紹介は省略させていただきますけれども、こういう事態であれば、大変残念だということで、そういう答弁でありました。

その中で、平成24年度の国保事業について、施政方針では、訪問調査を行い、被保険者の実態調査に努めるとあります。これは、毎年、実態調査をということで、言ってきまして

けれども、今年度の取り組みについて、お伺いをいたします。

また、だれもが保険証1枚あれば、医療機関にかかれるようにすべての人に正規の保険証を交付すべきであると考えますが、町長の見解をお聞きいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いずれの医療保険にも加入されていない、いわゆる無保険者の実態につきましても、完全な把握ができないのは実情ではありますが、町のお知らせ版を活用しまして、離職された場合などの国保の加入手続について、お知らせしているところであります。

また、京都府との連携において、ハローワークにおいても、退職された方へ国保加入の案内などを行っていただいております。国保の加入は、ご本人からの届け出を必要としますので、今後も、さまざまな機会を活用し、住民の皆さんにお知らせをしまして、無保険者の解消に取り組んでいきたいと考えております。

また、国保税を納付されていない方も含めて、すべての世帯に普通証を交付することに関しましては、負担の公平性の観点から困難と考えておりますが、保険税の納付が滞っている世帯に対しましては、昨年も3月と9月に納付が困難な事情等についてお申し出をいただくよう、通知を行いその結果、分納誓約に応じられた世帯、あるいは、当別な事情が確認できた世帯につきましては、随時、普通証への切りかえや短期証の交付を行ってまいりました。

さらに、再三の通知にもかかわらず、連絡をいただけない、面談にあるいは応じていただけない世帯については、昨年5月と12月に、8日間をかけ、すべての対象世帯を訪問しまして、その実態把握に努めたところでございます。訪問時にご不在等で面談できなかった世帯については、連絡文書を投函し、面談の機会確保に努めてまいりました。

今後とも引き続き、適正な実態把握に努めまして、未交付世帯の解消を図ってまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） いろいろとご努力をいただいているということがわかりました。結果、最終的に不在であったところには、連絡文書を置いたということでありました。実際に不在とかで、面談ができなかった方というのは、何件訪問されて、何件こういう方が存在したのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 昨年12月に5日間で訪問させていただきましたのは、68世帯でございます。ご本人さん、また、ご家族と面談ができましたのが19世帯、その時点では、差し引き49世帯の方はご不在でございました。その後、また、お電話をいただいた

り、連絡をいただいている方もございますので、現時点では、もう少し減っております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 実際に不在の方、町内におられない方もあるかも知れませんが、また、財政的な経済的な面で、会いにくいというそういう方もあるかと思いますが、こういう連絡の取れない方こそ町のそういう努力で、やはり、きちんと実態把握をするということが大切だと思っております。基本的には、保険証が手元に届いていないということが問題なのであって、そういうことをきちんと把握する、そういう努力がいろいろと努力はされていると思いますけれども、やはり、保険者としての責任であると思っておりますので、こういうことについて、今年度、ぜひとも、取り組み、引き続いて、やっていただきたいと思っておりますし、また、こういうふうに正規の保険証を届けていないということにもかかわらず、滞納件数でありましたり、滞納額というのは、改善がなかなか図れていないというのが今、決算なんかでも実態として、数字で明らかになっているのでありますので、ぜひとも、社会保障と位置づけておりますので、国民健康保険法が。ぜひとも、そうしたところで努力をしていただきたいと思います、このように要望しておきます。また、報告ください。

次に、病院窓口で支払う医療費の一部負担金について、お伺いをいたします。

先の質問とも関連するわけでありまして、年金生活者、病気で失業されている方、一生懸命働いても十分な収入が得られないなど、国保税も払えない、さらに医療費が払えなくて医療にかかれぬという、こういう方が増えております。医療費の一部負担金については、減免規定は京丹波町も規則で定めておりますけれども、この制度の適用実態について、また、無料低額受療制度というのがありますけれども、この制度について、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一部負担金減免制度につきましては、京丹波町国民健康保険条例施行規則第24条に認定要件等を規定しております。申請がありましても承認が困難な場合があります。被保険者の負担の公平性を踏まえた上で、制度の周知等も含め、判断していきたいと考えております。また、今言われた、無料低額診療事業につきましては、行政施策としての取り組みとは異なり、医療機関等が任意で実施されている施策であると認識しております。周知等につきましては、実施される医療機関等において、対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 町の持っている一部負担金の減免制度については、実際に申請はあったのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年度におきましては、申請はございません。平成21年度に1件ございまして、これは、徴収猶予ということで、決定させていただいております。その後、まだ、完納には至っておりませんで、現状把握させていただきながら、継続している状況でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 1件あったということでもありますけれども、国のほうが一部負担金の減免について、平成22年度に減免のそういうことを積極的に扱っていくようにということで、通達を出しております。認定する際の収入の基準を示して、その減免の額の2分の1を交付金で補てんをするので、基準に該当する被保険者については、一部負担金の減免を行っていただきたいというふうな通達を出しております。1件あったということでもありますけれども、こういうふうに滞納件数、額とも大幅に数字がなっている状況のもとでは、もっともこのようにものを広報、あるいは、病院の窓口何かでも、広報をしていただいて、みんなが安心して、本当に医療にかかれるように、するべきではないかというふうに思います。

1件猶予ということでありましたけれども、この認定基準というか、それは、国が示しているそういうもので判断をされているのかどうか、お聞きをしておきたいと思います。それも含めて。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 1件の分は、平成21年度の案件でございまして、国の通知以前の案件でございます。当時の判断で、国の基準とはまた別のところでこれは判断がなされたものでございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） それから、無料低額診療事業であります。これは、生活が困難な方が、経済的な理由で必要な医療を受ける機会が制限されることがないようにということで、町長おっしゃいましたように、病院、医療機関が独自の努力で無料または低額で治療を行っているという、そういう制度ありまして、そのために、医療機関に対する固定資産税が免除されている、こういう制度であります。医療機関の任意の取り組みということでありましたけれども、こういう取り組みもされているのでありますので、やはり、こういう制度がある

ということも、窓口の一部負担金の減免と同様に、広報して積極的にこういう制度も活用して、医療にかかれるように、町長は、加入者に知っていただく、こういう取り組みをされるつもりはありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今日、ただいまからそのように広報してまいります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） それで、本当にこういう医療機関が調査された報告もあるわけでありますので、町の広報はもちろん、病院などでもやはり積極的にこういう制度がありますよということで、知らせるといふことについて、町長の考えをお聞きいたします。病院の中にそういうものを張ったりして、みんなに知っていただくというそういう方法を取っていくべきではないかと思いますが、どうですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 病院というか、そういう医療現場にそういう義務を課すことなく、行政一般として、広報していきたいということであります。町民の幸せにつながるという観点で、取り組みたい、いうことを申し上げております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） それで、一緒に聞いておいたらよかったですけど、やはり、身近に接しておられる、社協とか町もそうですし、民生委員さんとかそういう方にもこういうことを知らせていくということが大切でありますし、なかなか取り組みにくいだろうと思いますが、町も、国保のそういう病院、医療機関、京丹波町病院持っているわけでありますが、こういう取り組みを町自体がするという考えはありませんか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 無料低額診療事業所があるということについて、町長として、広報に努めてまいりますと、今、答弁したと思うんですが、病院等については、その義務を課さないという表現もしました。これは、気分の問題であります。今、具体的にさらに挙げられた社協とどこか挙げられましたが、これらについても、一応、独立した機関なので、協議はさせていただきます。そこが積極的に取り組むということであれば、それを阻む意思はありません。

以上です。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 次に、払える保険税にということで、質問いたします。

昨年の決算資料を見ると、滞納世帯数が加入世帯の約20%になっております。また、こういうところで滞納が起きているかを調べてみますと、所得200万円以下のそういう階層での滞納が63%を占めておまして、低所得のところでの滞納が多いということで、生活ぎりぎり国保税が払えない、また、医療にかかれない、こういうことが言えると思うんです。命綱であります国保をどうするかというのが、今、問われていると思っております。収入に応じた、払える、保険料にすることが必要なのではないのでしょうか。町長の答弁、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保財政の基盤強化等につきましては、国や府に対しまして、機会あるごとに国庫負担の増額や財政基盤強化策の拡充等を要望しているところであります。

平成23年度におきましても、京都府に対し、平成24年度の京都府予算編成に関する要望事項としまして、町村会を通じ、国保事業の財政基盤の強化に向けた積極的な取り組みについての要望を行っており、今後におきましても、市町村国保への財政支援策の拡充等を求めていきたいと考えております。

また、国保税の引き下げにつきましては、平成24年度も基金繰入を前提とした予算編成であり、年々上昇します医療費の増加等に比例して、財政状態をさらに厳しくなっている状況にあります。現状において、国保事業の安定的かつ持続的な運営を図るためには、税率据え置きも精一杯のところであり、税率等の引き下げは困難と考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 今、町長から答弁いただきましたが、平成23年度も基金を崩して繰り入れをしなければいけない厳しい状況であるということでありましたし、平成24年度も同様の厳しい状況であるというふうなことが答弁されました。また、最初、町長が言われましたように、国保加入者は89%が、課税所得が200万円以下ということで、大変厳しい、所得なしも40%あるということで、大変所得が低い、そういう加入者が多いということがあります。所得の高い自治体に対して、本町のようなこういう低い所得の自治体、国保の持っている自治体は、国保税の負担率が本当に高くなってしまいます。国が市町村への補助金を増やして、今、町長がおっしゃられましたように、そしてまた、低い自治体に配分することを、やはり求めていくべきであると思っております。本町の国保税でありますけれども、先ほども言いましたように、所得の18%を占めるということで、大変厳しい状況で、国保の加入者も苦しめているということでもあります。町長は、保険者の立場から安定的にこの国

保を持続するために、本当に厳しいということでありましたけれども、私たちはまた、加入者の立場からして、反対に、このままでいったら、本当にお金も負担が大きくなって、さらに滞納も増えて、本当に反対の意味で持続可能ではなくなってしまうということが言えると思うんです。平成24年度は据え置きされましたけれども、平成25年度は保険税が上がるということになりますと、とても、同じ収入、かえって減る、そういう傾向の中で、保険税が増えていくということになりますと、本当にこの国保というのは、持続可能なそういうものになっていかないということになります。町長は公平な立場から、一般会計から繰り入れはできないというふうにおっしゃられましたけれども、反対に、国保は本当に働いている皆さんの医療保険よりも2倍というふうに高いし、給付もほかの医療保険に比べたら低い、傷病手当もありませんし、本当に低い内容のものであります。ぜひとも一般会計から繰り入れる、そういう決断をしていただく、そういうときに来てると思うんです。まあ言えば、国保というのは、医療費のそういう必要経費だけではなしに、今もたくさんの未収があるわけがありますけれども、こうした未収金、あるいはまた最高限度額を超えた分、また福祉医療のそういうことを行っているために、国がペナルティーを課している分、こういうものを合わせますと、8,000万円弱ほどにやっぱりなるんです。これが国保税に皆上乗せされているということで、本当に必要以上に高い保険税になっているわけです。ぜひとも、少なくとも限度額を超えてる分のその分については、一般会計から繰り入れをすとか、未収金の部分については繰り入れをすとか、そういうやっぱりルールをつくっていただいて、国保税を引き下げていくということをしなければならないというふうなときに来ていると思うんです。ぜひともこれは研究をしていただきたいというふうに思っておりますし、国保税の一般会計からの引き下げに努力をしていただきたく、このことを要望しておきます。

次に、防災対策についてお伺いをいたします。

まず、原子力防災について伺います。福島原発によって、現在の原発技術が本質的に未完成なものであり、危険なものであることが明らかになりましたが、再稼働に向けた動きが進んでおります。双葉町の町長さんのケーブルテレビでのインタビューがありましたけれども、放射能は本当に怖いと言っておられまして、安全だという人がいろんな物事を決めている、こういうことが本当に怖いんだと言っておられました。原発はつくらないのが一番の防災対策でありますけれども、ある以上、しっかりした防災対策をつくる必要があります。

まず最初にお伺いしたいのは、京丹波町地域防災計画の改定と、これを行うということで提案説明もありました。内容的には原子力防災編を整備するということでしょうか、それともほかの部分についても見直しをされるということなのかお聞きをすると同時に、また関連

ですが、放射能測定器を購入されるということで、本所、支所において、住民の不安解消に貸し出しもするというものでありましたが、これはどのように活用されるのか、測定値の公表などもされるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 原子力防災対策についてであります。現在、国において、原子力災害対策措置法の改正、防災基本計画や、防災指針の改定準備が進められており、これまでの防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲E P Zに代えて、緊急時防護措置を準備する区域U P Zとして、その範囲を半径30キロに拡大するなどの見直し案が示されているところがあります。

本町では、この防災基本計画や防災指針に基づき、京都府や関係機関と連携しまして、地域防災計画や住民避難計画の再検討を行うなど、原子力防災対策の的確な推進に努めてまいるといっております。残余は担当課から答弁させます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 防災計画の見直しの内容でございますけれども、これにつきましては、開会日にご説明申し上げたとおりでございます。原子力防災対策を初めといたしまして、一般的な、いわゆる地域防災計画全般につきましても見直しをさせていただくというものでございます。

また、放射線測定器の貸し出しにつきましても、これにつきましては、町職員みずからも、そうした測定器の取り扱いになれるということもございまして、今、議員おっしゃいましたとおり、住民の皆さんの放射線に対する不安を取り除くという意味から、貸し出しの検討をしておるといっております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） さて、原子力防災編でありますけれども、福島県の教訓を生かした計画が必要と考えます。東日本大震災、福島原発では50キロ以上離れた地域も避難せざるを得ない状態になっています。途中で障壁がなく、風向きによってはそうなることを示しているものであり、同心円で危険な区域を決めることが大間違いであることを示しています。地域防災計画は、予算書では委託をされるということでもありますけれども、若狭湾の高浜原発から50キロ圏内となる京丹波町全域を対象にした防災計画をつくるべきと考えますけれども、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） U P Z 範囲ということで、今後、防災対策を立てていくということがあります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） U P Z といったら30キロですかね。国のほうではヨウ素剤の配布について、原発から半径50キロを放射性ヨウ素防護地域として、ヨウ素剤配備の検討の必要性を示しているという状況でございますが、やはりいろいろ福島のそういう実態から見ましても、京丹波町全域を入れたそういう計画にするべきではないかと思っております。京丹波町全域を含めた、そういう計画とすることが一番重要、福島の経験を生かすのならば、重要だと思いますが、そういうことについてどのようにお考えになっているのか、また、その福島の経験をどのように受けとめておられるのか、また、実際に役立つ計画となるように、住民の意見というのはどう集約して反映されるのか、お伺いをいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ヨウ素剤の配備については、正確に担当課から答弁させます。

今、何回も申し上げてますが、この平成24年度に原子力防災対策を立てるわけですが、それはもう一度申します。緊急時防護措置を準備する区域として、その範囲が半径30キロということで策定します。今、おっしゃっている50キロと、京丹波町全域をとすることは、当然私はそうあるべきだというふうに考えております。ただ、平成24年度の原子力防災対策についての方針は、国が示しているU P Z を参考に、半径30キロで計画を立てるということでもあります。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 双葉町の町長さんも言っておられましたけども、何というか、きちっとした取り決めができてなくて、いろんな手だてが後手後手になったということでありました。今、国のほうが示しているのは30キロということでもありますということでお聞きしましたが、全般的にいろんなヨウ素剤も含めた、そういう国の方針もありますので、50キロを範囲とした、そういう計画になるよう、ぜひとも求めておきたいと思えます。

また、次に、奈良や和歌山で大きな土砂災害が起りましたが、この間、土砂災害防止法に基づいて、府が危険個所の調査を実施されてきております。私の地域も調査がされて、報告もあったところでもありますけれども、町内の何カ所で実施されてきているのでしょうか。また、府に調査をしていただきましたが、本町としてどのような役割があるのか、お伺いいたします。

また、地域の防災対策を日常的に点検、強化し、災害発生時には中心的役割を担っていた

だく本町の消防防災職員体制、これは十分なのでしょうか。

また、司令塔になります庁舎について、昨日の小田議員の質問にもありました、耐震診断をしていない、また、建て直しについても考える必要があるとの答弁でしたけれども、早期に耐震診断をすべきと考えますが、このことについてお考えをお伺いしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 土砂災害防止法に基づきまして、京都府が基礎調査を実施された箇所数は、町内の土砂災害危険箇所、83区、1,305カ所のうち、平成22年度までに41区、761カ所の調査が完了しました。本年度は6区、170カ所の調査をほぼ終えている状況であります。残りの地区については、平成24年度、そして平成25年度に調査が実施される見込みであります。

調査を生かした対策につきましては、調査結果をもとに、京都府が開催します区域指定に係る地元説明会において、町も同行する中、まずは住民の皆さんに危険な箇所を知っていただき、災害が発生しそうな場所には早目の避難をお願いしているところであります。

今後におきましては、こうしたデータをもとに、土砂災害に関する速やかな情報伝達を行うとともに、必要な警戒体制や避難体制等を、地域防災計画に反映していきたいと考えております。

耐震診断については、今後、考えていくということであります。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 防災関係の職員体制でございますが、必要性は十分認識しておりますけれども、限られた役場の職員体制の中ということでございますので、その辺は全般を見まして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） ぜひとも、それぞれ充実をしていただきたいと思えます。

それから、竹野地域の鎌倉地内におきましては、町道に面して山があるわけでありまして、急傾斜になっておりまして、集中豪雨になりますと、のり面が崩落しているという状況がありますけれども、こうした危険なところを道路管理者として調査を行い、改善を図る必要があると思っておりますが、ほかのところも含めて、こうした危険箇所の改修について、どのようにお考えになっているか、お聞きいたします。ぜひともする必要があると思っておりますが、どうですか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 高岡鎌倉線につきましては、山すそを掘削して道路の拡幅が行われております。のり面については、経年変化によりところどころ岩盤が露出しており、5月の豪雨時に崩土が発生しましたが、すべて除去しております。今後は経過観察を行い検討していく必要があると考えております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 次に、仕事確保のためのことについてお伺いいたします。

景気が低迷して、本当に公共事業も予算が減少し、中小の町内業者の仕事が減っているという状況があります。小規模工事契約希望登録制度は、自治体が発注する工事、主に修理、修繕について一定金額以下のものを、入札によらずに、あらかじめ登録しておいた業者の随意契約で発注するものであります。分離分割発注も含め、仕事の発注機会を増やす、こういう観点からこういう制度を創設すること、また、分離分割発注を積極的に取り入れて行っていくこと、このことについて、町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 制度を現在創設する考えはありません。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） ぜひとも、こういう地域の経済活性化に少なくとも役立つ政策について、他の自治体もやっているわけでありますから、一度研究していただくことを要望しておきます。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

学校保健法が、学校環境衛生の意義についていろいろと規定をしております。そういう環境衛生法の中で、いろいろと学校環境を衛生的に保つということをうたっているわけでありますけれども、蒲生野中学校は老朽化により雨漏りがあり、屋根の早期改修が必要であります。今回、平成24年度予算で、屋根の改修費が予算化されておりますけれども、どのような改修がされるのか、お伺いいたします。

また、トイレも随時改善が行われてきましたけれども、この中学校が災害避難場所になっていることから、抜本的な改善が必要と思っておりますけれども、どう考えておられるか、お聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 蒲生野中学校の改修についてでありますけれども、蒲生野中学校の校舎等の改善につきましては、平成24年度の予算におきまして、こういった中身で予算をお願いしているところでございます。

一点は、老朽化した校舎等の屋根の全面改修、それから漏水による破損が著しい軒裏天井の改修及び昇降口天井の漏水原因となっている外壁の改修、それから構内下水道施設汚水ますを中心とした改修、それから屋内消火栓配管及び雨水排水管の改修工事などを考えております。老朽化や不具合の発生など、これまでの課題となっております箇所を一括して改善、改修を行うこととしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） いろいろと改善をしていくということでありますけれども、一つトイレでありますけれども、1階のトイレにつきましては、ドアのところなんかを一度していただいたというふうなことがあったわけでありますけれども、2階、3階のトイレについてはどういう状況になっているのか、お聞きしておきます。

○議長（野口久之君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） その分については計画的にやっていくということで、すべてがまだ完了したということではございませんが、今後においても計画的に改修を進めたいというふうに思っております。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） 子どもたちが毎日過ごす学校でありますので、やっぱり計画的というよりも、トイレぐらいは最優先でやっていただくことを思っておりますが、その点どうでしょうか。

また、エアコンでありますけれども、これもずっと言っているわけでありまして、やはり、ゴーヤーとかいろいろ努力もされて、学校はされていることではありますけれども、子どもたちはやっぱり夏場暑い中で、環境としては悪い中で勉強しているのではないかと思うんですが、そのようなことについて、実態をどのように思っておられるか、お聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 改修につきまして、トイレにつきましては、子どもたちが毎日使うところですので、計画的にやっていくという、先ほどの答弁のとおりでございます。

学校の環境衛生基準というのがございまして、それぞれ毎年、ある一定の基準によりまして、学校の薬剤師さんの先生にお願いして、きちっと測定なりをしておりますけれども、そういった中では、いろいろな学校の生活環境について、すべてクリアしているという報告を、各学校すべていただいておりますので、一応、ご報告しておきます。

それから二点目の、空調設備のことでございますけれども、特別教室の空調設備の設置につきましては、本年度、瑞穂小学校の図書室及びパソコン教室、それから和知中学校の音楽室の整備を進めておりまして、使用頻度の高い特別教室の整備が一定整うところでございます。

次に、普通教室についての空調設備についてでありますけれども、現在、サイクル扇の設置とか、あるいは扇風機を増設し、暑さ対策を行ってるところであります。今後とも、児童、生徒の健康管理を徹底するなど、現時点ではエアコンの設置は考えておりませんが、整備に向けての研究はしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東まさ子君。

○7番（東まさ子君） エアコンについては研究ということではありますけれども、一度、温度のそういう調査をしていただくことを求めておきたいと思うんです。学校環境衛生法もそういう毎日のチェックというか、そういうものをうたっておりますので、ぜひともこれは実施をしていただきたい、このことについてお聞きをいたします。

○議長（野口久之君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 学校衛生基準によりまして、それぞれ学習時、授業時での温度でありますとか、湿度でありますとか、あるいは換気でありますとか、あるいは照明とか明るさ等につきましては、これはきちっとやることが決められておりますので、先ほど言いましたように、学校薬剤師の先生を中心に、測定をしていただいておりますので、今のところクリアしてるというところではありますけれども、学校の教室の中身が10度以上、30度以下が望ましいということでもありますので、できるだけそういったいい環境が整えられますように、今後ともしっかりやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって、東まさ子君の一般質問を終わります。

昼食のため、1時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

北尾 潤君の発言を許可します。

北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 平成24年第1回京丹波町議会定例会において、ただいま議長より

発言の許可をいただきましたので、北尾 潤の一般質問をいたします。

誠意ある回答と、何分のご指導よろしくお願い申し上げます。

質問に入るまでに、日ごろ僕が感じている思いの一こまを申し上げます。

町長におかれましては、当選就任時より2年と4カ月が過ぎ、折り返し点を至極元気のうちに務められました。この間、取り巻く政治経済あらゆる環境面で、難しい期間であったと思います。しかし、財政の健全化を主軸に置きながらも、有害鳥獣被害対策や須知高校生の通学助成などには、積極的に予算を配分し、また、お金だけでなく、林業大学校の誘致や、地域医療の整備などに細やかに労力をつぎ込むことで、本町を何とか住みやすい町にしようという思いは、強く伝わっています。町民の皆さんにとっても、先の見えない不況、国政の混乱、少子高齢化など、喫緊の大きな課題が目の前にあるときに、特に10年後、20年後、50年後を見据えた施策を、町民全体に理解してもらうことは、相当困難が伴うと思いますが、今後とも、町民目線で京丹波町の未来のために、全力を挙げて取り組んでいくことを願うものであります。

さて、通告書に基づき、順次質問いたします。

一つ目に、丹波パーキングエリア関連事業について、二つ目に文化啓発について、三つ目に府立丹波自然公園のあり方について質問いたします。

平成26年度中に全面開通を予定されています、京都縦貫道にかかる丹波パーキングエリアの件について申し上げます。

この取り組みにおいて、第二のふるさとだと思っています京丹波町の将来に決して悔いを残すことは許されません。基幹産業である農産品のすべてにわたり、中でも特産品であるマツタケ、クリを初め、黒豆やこれらの加工品、さらには畜産からなる牛乳、養豚、畜肉などの生産を有する本町京丹波町の産品は、いずれをとりましたが、じっと見ても売れる時代ではありません。ご存じのとおり、売り手の生産者は、あらゆる手法を講じていかに売り上げるかを問われる時代です。その一つとして、有利な売り場を求めるのには欠かすことのできないのが、この高速道路のパーキングエリアです。こうした絶好の条件を備えたこのチャンスに、的確に対処すべきと考えます。

また、埋もれたかの思いのする数多くの文化遺産や名跡は、まさに観光の資源として案内、PRを待ちわびています。文化、教育、産業、経済など、広きにわたり先輩各位の当時さながらの努力がうかがわれるところであります。そうした過去における大きなまちづくりの柱も大切にする姿勢を決して忘れてはなりません。このような思いを一点に集約したとき、丹波パーキングエリアの充実は欠かすことのできないものと強く信じます。事業費や必要用地

など、かなりのものと思われませんが、今となれば戸惑うべきときではありません。まずは実現に向けてダッシュすべきです。桃太郎の話じゃありませんが、今、目の前を宝物が流れていきます。今、じっとして見逃せばそれまでです。決してそれは許されません。後の時代に悔いを残さないものであってほしいと強く望みます。町長の力強い自信のほどを求めます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都縦貫道の平成26年度、全線供用によって多くの車両が本町に立ち寄ることなく通過してしまうことは、経済面から見ても地域への大きな負の影響が懸念されると私は考えております。一方で、縦貫道の通行者を地域資源ととらえますと、本町に丹波パーキングエリアが計画されたことは、絶好の機会だということでもあります。丹波パーキングと一体的な地域振興拠点を、地域とのかかわりの入り口として、都市との交流、町の情報提供、町への経済効果などにより、地域の活性化に大きく寄与するものと考えております。

また、縦貫道と直結した施設であることから、大規模災害時の防災対策として、救援物資の中継、あるいは救援部隊活動及び道路利用者の一時避難などに対応可能な防災拠点機能の整備も進めてまいります。当施設が町全体の産業振興に寄与し、採算性を重視した、地に足のついた経営が行われる施設整備となるように進めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 町民の皆さんが丹波パーキングエリアに望むものとして、一番僕の耳に入ってくることは、地元の産品を売るというものです。その延長線上の発言で、町が言うようなあんな規模の施設、何で必要なんだろう、そんなお金があったら、ほかへ回してほしいというのまであります。確かに、地元の物産品を売るのに15億円の投資は、一見結びつきにくいと思われれます。しかし、僕はこの二つは何ら矛盾してないと認識しています。小規模のパーキングエリアに地元の野菜などが置いてあっても、売れるイメージがわきません。広く安心して車をとめられる駐車場、大型車や大型バスなどが来ても安心して車がとめられる駐車場、大きくて清潔なトイレ、隣接する施設にはコンビニエンスストアやファストフード店、大手のコーヒーショップなどがあり、人が集まって、人足があって、初めて地元産品が売れるのではないのでしょうか。この大規模な投資はもちろんそれだけではないですが、地元産品を売るためにする投資でもある、そういう側面もあるということでのよいのか、町長の見解を問います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 事業規模については、サービスエリアの基準や先進地事例などを加味して、必要な施設規模を求め、事業収支の観点からも相応な施設規模が必要と判断しており

ます。本施設では品質にこだわった農作物や、特色ある加工品等を販売し、京都丹波ブランドを一層高めるおいしさの拠点としての役割を担うこととしております。食のブランド力を高め、農業の活性化やサービス業の展開により、農業振興の底上げにつながるものと考えており、採算の取れる施設として、事業規模も含めまして整備することが重要であると考えております。

投資という意味を少し私なりに話をさせてもらおうと、私は、これ、150億円投資しても、別に問題がないというふうに思っておるんです。今、地権者がいらっしゃって、その財産をお持ちです。その財産を、例えば京丹波町がお譲り受けして、そのことで、同じ価値です、これは。田んぼであったら田んぼを、最初は1,000万円かも知りません、そこが商業施設になることによって、1億円になるということも考えられるわけです。いわゆる投資というものはそういうものなんです。150億円の投資を仮にしても、1割金利を払ったら1億5,000万円、そして今みたいに1%とか2%ですと1,500万円。その投資したものを回収するとかいうことになると大変なことなんです、どなたがお持ちの資産であっても、資産価値が寺尾から北尾に移るだけです。そこに発生する金利が問題なんです。ただし、ありがたいことに、公共投資というのは金利が非常に安い。あるいは補助金がいっぱい出ます。こんな有利な事業、私はないと思うんです。ここで仮に採算が乗らないということであれば、どこでやったって採算乗りっこないですよ。私はそういう意味で、この15億円何がしかの金額を、余り心配することはない。これ、北尾さんと私が飲み食いして1億5,000万円使うということは、それは問題です。北尾さんの財産が京丹波町の財産になるだけです。そういうふうに投資というものは、ぜひ理解してもらいたいと思います。

あるいは、何だかんだ言っただって、地元産品をやっぱり直接売る、どこか問屋さんに出すんじゃないし、納得して自分たちでお客さんに買っていただくわけですから、こんなに勇気づけられること私はないと思います。私は販売するとかいう能力については、非常に向いてない男です。ただ、こうしたら喜んでいただけるということは、自分の人生でだれよりもよく理解していると確信しておるんです。そうした寺尾から言いますと、やっぱり縦貫自動車道というものを、ここにいる書いてもらってるように、それでこの京丹波町の発展の資源と見るべきだというふうに考えてます。何度も申してます。平成の宿場町というのは、こういう自動車社会であれば、その自動車社会に対処することが、平成の宿場町だということであると思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 今の質問みたいに、野菜を売りたいんだけど、でかい投資が何で必要なんだということに関しては、やっぱり人を集めなきゃいけない、そうしないと、野菜だけぽんと置いてあっても売れるわけないという説明を、僕、するようにしてます。

それともう一つ同じぐらい多い質問が、先日もほかの議員さんからの一般質問でありましたが、交通量がどのぐらいなんだ、採算が取れるのかという質問が町民からも少しあります。それに関しては、確かに短期的に採算を取るというのはすごい大事なことですけど、この事業自体が10年後、20年後、僕らの子ども、僕らの子どもなのか、皆さんの子どもの世代、孫の世代、僕らの子どもの世代、孫の世代に、絶対に今つくっておかなければならない、だから、短期的に採算が取れない、取る見込みがないからやめるという話ではないんだというのを、町長からも、今までいろんな答弁の中であったように、僕も町民の皆さんに、質問してこられる方にお答えしてます。僕、9月の一般質問も、ほぼ同じような質問をしました。北尾、何でこんな質問、同じようなことばかり町長に答えさせるんだというのも、何でかというのと、町民の皆さんが同じような質問をまだ僕にしてきてるからで、大分浸透したかなと思います。もう結構そういう質問も少なくなったし、みんな町全体で、このパーキングエリアに取り組んでいこうという機運がすごい見られるようになったことはうれしいです。今後一層、まだそんな質問をする人たちがいるので、頑張って周知していただきたいというか、一町民として僕も頑張っていくので、よろしくお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今の北尾議員の質問なんですが、何で投資するといったら、その部分の何かといったら、実地の話なんです。確かにただで使える、地名を具体的に上げたらいかんと思いますけれど、ありますでしょ、ただで使えるし、建物もただである。ただけど、そこではもう物は売れないんです。あるいはそこで売ろうと思ったらどういことが起きるかといったら、いわゆるチラシを何回も打って、そしてここへ来てください、催しというやつです。私が言ってるそれがわなであったり、だましのテクニックなんです。やっぱりそうじゃなしに、そういうところはお金がかかるんです。それが投資なんです。何も投資しないで売ったら、良いと言われるんやけど、置いといたら物は腐るんです、そういうところに置いてたら。けど、何億円かかろうが、それは実地といいます。そこへ並べなかつたら売れないわけですから。そして、実地というものの原則は、丹波マーケスは私が社長をしているから言えるんですが、そんなところ町長つくられたら、丹波マーケスが経営が痛むじゃないですか、痛むなら丹波マーケスのその出店者がこっちへきたらよいんです。消費者が、いわ

ゆる地域資源だという通行客ですね、失礼な表現ですけど、お客さんですよ。お客さんがここがよいといってパーキングに寄せられたとしたら、そこへ事業者が行くのが当たり前なんです。そこには投資が必要だといっておるわけです。私よく言いますでしょ、ここが仮に10億円だったと、ここで商売するよりももっとほかによいところがあれば、10億円だったところを1億円で売り払っても、やっぱりお客さんが求める場所へ移る、これが実地です。いわゆる平成の宿場町の理念は、お客さんが通っていらっしゃる自動車で、そこへ行くのが事業者、サービス側の当然の義務だといってるんです。それが15億円であって、その15億円というものは、飲み食いしてじゃないと。丹波マーケスの経営を預けてる人でもわからないんです、そのことが。売り買いで1円でももうかってたらよいと。あの買った土地を返すお金はまた別の問題だといってるんです。これは投資したことです。浪費したり消費してるのと違いますから。そういうふうに皆さんが理解して、やっぱりパーキングエリアをせっかくつくってくれるわけですから、それを利用するということは、私は非常に大事だというふうに思ってます。実地の話です。実地は仮にあるからそこを使うというのではなしに、それが10億円だったところを1億円で売り払っても、やっぱり9億円損をしてもよい場所へ移ると。これは何でかといったら、お客さん本位ということですよ。町民目線ということじゃないですか。そういうふうにぜひ理解してもらったらうれしいです。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） ありがとうございます。

経営戦略としてのそういう部分というのは、すごい僕わかりますし、なかなか頭で理解されても、実際長い間その場所で商売をやってきた人は、頭で理解しててもなかなか動きづらいうのはあるんだろうなというのは、いろんな商店街の様子を見てて感じます。そこをしっかりと理解していただきながらやっていきたいなと思います。

それでは2番目に、本町の文化啓発についてお伺いします。

本町には鉄道の開通の喜びから始まった和知駅前ふるさと祭り、町外からも楽しみに多くの人を訪れる須知の花火大会、昭和40年代から旧瑞穂町が町ぐるみで取り組み、今もその流れをしっかりと守り続けているみずほ夕涼み大会を初めとして、各地域に大小の祭り、盆踊り、花火大会、おみこしなどがあります。これらは、夏、秋に、町民、または町の外から訪れる人々の笑顔をつくりに出すイベントとして認知されています。ここにおられる皆さんの記憶の中にも、お祭りは楽しい思い出として残っているのではないのでしょうか。また、これは娯楽のみでなく、文化の継承、地域力の創造、里帰りのきっかけなどの点において非常に重要なものなのではないのでしょうか。お祭りの重要性に対する町の見解を問います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 旧町時代から続きます地域の祭りは、古くから受け継がれてきた伝統と誇りであり、その地域の心をつにし、愛着を持ち、郷土愛をはぐくむものであります。地域住民にとっても大切なものであると考えております。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） お祭りを支えている人たちから、非常に苦しい、継続は難しいという声も上がっています。もちろんお祭りによっては、財政的に苦しいなら身の丈に合った規模でという声もあります。至極真っ当な意見で、実は僕もそういう考えには大賛成です。しかし、先ほども町長の答弁でございました本町にとってのお祭りの重要性や、実行者たちの強い思い、その中で継続は難しいとなると、町としても取り組み方を考えざるを得ないのではないのでしょうか。本町には本当に難しい問題が幾つもあります。町長と語るつどいでも、一番多く問題になる有害鳥獣被害、毎年6,000万円以上のお金が投入されています。平成24年度は8,600万円以上投入されますが、農業従事者の実感としては、なかなか解決に向かってないなという感じだと思います。

医療、福祉、介護、ここも数億円規模でお金が使われています。でも、介護料金、国民保険税、上がり続けてます。サービスを受ける側は負担がどんどん増えているなという感じだと思います。

あと、一自治体ではどうにもならない景気の問題なんかもあります。何千万円、何億円投入しても、なかなか身にならない、決定打が見当たらない、そんなところを苦勞しながらやっているわけですけど、このお祭り、数十万円、まあ100万円ぐらいの間で、もう本当にみんなのたくさんの笑顔をつくることのできるお金だと思います。これはもう1日だけではなくて、やっぱりそれは思い出として残るわけで、費用対効果もすごく大きいんじゃないかなと思います。地域のお祭りに補助を出す気がないか、見解を伺います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 地域の祭りそのものへの補助を、今、できてないかもわかりませんが、地域支援の一環として、今後とも側面的に支援をしていきたいというふうに考えております。

今、いろいろお話、意見が述べられました。確かに獣害は後追い施策で、これといって満足が得られてないと思います。その他、保険、そういう制度についても、信頼がとにかく、今、町もそうかもわかりませんが、国に対しての信頼がないもので、いかようによい一つの施策であっても、非常に残念な世論に私はなっているというふうの実感しております。

京丹波町においては、行政役場といってもいいと思います、信頼を勝ち取るために、私、実を言うと一つ一つの行動、あるいは職員に指示しているつもりでおります。いろんな、午前中も意見があったわけですが、私はやっぱり82-0200はこの本庁の電話であります。それぞれの支所にも電話があるわけですが、電話を1本かけたら何とかなるとか、あるいは役場さえ行けば何とかなるといような役場でありたい。それにはどうしたらいいんだということで、一つ一つ自分で行動していると、町長としての責務を果たしていきたいと、そんな思いであります。そういう意味で言いますと、祭り、いわゆる雨ごいとかいろんなことで必要があって、一つの祭りとなって続けてこられたんだと思うんです。そうした意味で、ぜひ地域支援の一つとして取り組みたいと、そんな思いであることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 次年度、平成24年度の予算書の中にも、和知のふるさと祭りには、100万円の予算が提示されてます。平成23年度も提示されてました。これは、ちょっと調べたところ、和知の竹内町長のときだったと思うんですけども、200万円の基金がつけられました。和知町時代につくられました。そのときに、補助金とは別にその基金がつけられたわけですけど、そこを京丹波町の合併後に、京丹波町内に組み入れられたその200万円を、去年、今年という感じで、100万円、100万円という感じで切り崩して、来年度はないんじゃないかなというふうに認識しているんですけど、そのところを、この100万円の根拠を担当課になるんですか、ちょっとお願いします。

○議長（野口久之君） 藤田和知支所長。

○和知支所長（藤田 真君） 和知ふるさと祭りへの補助金につきましては、京丹波町ふるさと祭り振興基金条例によりまして、用途がふるさと祭りに特定をされた基金ということでございまして、旧町から引き継ぎました200万円を充てることとして、平成23年度に100万円を交付いたしました。平成24年度にも予算を100万円お願いをしているところでございます。今、議員さんおっしゃいましたように、旧町時代につくられた基金でございまして、原資につきましては、旧町の民間企業からの寄附金と町費を合わせて基金の積み立てがされております。これにつきましては、和知駅あるいは和知駅前の振興についての意義が込められているというものでございます。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 今の話を伺ったところ、やっぱりもう平成24年度までで、次年度からはお金がないということになると思います。このお祭りへの補助金、難しいのは難しいだろうなというふうに、いろんな職員さんの話を聞いてても思います。よく言われるのが、

一個に出したら不平等になる、自分たちもと言ってきたときの対処が難しいという話を聞いたりとか、あと、1回出し始めたら打ち切りが難しくなる、それはすごく気持ちとしてはわかるんですけど、何でもそうだと思うんですけど、不平等になるとか不公平になるということを出さないと、先に何かいいものに対して出さないと、話がそれ以上進まない、結局いいと思っててもお金が使えないというのが一番まずいんじゃないかなというふうに、このお祭りの件に限らず思っています。できたらその辺、これはよく職員の人をかばうときがあるんですけど、有害鳥獣被害だとか介護の部分だとかで、町は何もしてくれないとか、どう考えてるんだというときに、別に職員の人たちは天才じゃない、そういう人たちが集まってるわけじゃなくて、努力するところは努力してるし、しないところはチェックすればいいけど、これをすればいいと決めたことに関しては、ちゃんとルールを整備してやってくれるはずだというのがあります。そういうふうに、僕、町民を説得しています。

今回も、平等だとか公平性のところで、何かストップがかかる、それだけでストップがかかる、そういうことのないようにしていただきたいなど、陳情は陳情としてしっかり受け入れて、できるだけいいと思うことに対してはお金をつけるという方向で考えていただきたい。考えても考えても無理だったら、もうそれはしょうがないんですけど、とりあえず最初の段階でお金を打ち切るのが難しくなりそうだからやめるとか、不平等、ほかいろんなところに言われたら困るなどと思ってやめる、そういうことのないようにしていただきたい、そういうふうに思います。町長の見解をお願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 一つ一つのことについては省かせてもらいますが、いろんな意味でお祭りを支援していきたいというのは、本当に真剣に大事なことだと思っています。やっぱり小さい時に、何かおじいちゃんの家かおばあちゃんの家へ行ったりして、知らない間にいとこ、はとこを知ると。そして何かあったときに、やっぱり瑞穂へ帰りたいとか、和知へ帰りたいとか、丹波へ帰りたいとかいう思いが起こるのであって、そういう祭りとか花火とかを通して、そういう体験がなかったとしたら、おおよそ、なかなか都会で疲れたからいなかへ帰っていやされようかというような人生は余り想定できないというふうに思っていますので、何とか、今、北尾議員がおっしゃってるような、そういう祭りへの支援も積極的にしていきたいとは思っております。おっしゃるとおりで、公平とかいうことはあるんですけど、なかなか難しいです。それはもう出発が平成17年10月11日、出発が平等であれば非常に簡単なんです。だけど何千年と人間が生きてきて、現実には不平等になってるわけです。その不平等を、うちを直してくれといって要望に来られるんです。最初から平等、公平でよろしいな

んでだれも要望なんかする必要はないんです。何かといたらうちだけよくしてくれと来られるわけですから。公平を求めてられるのでも平等を求めてられるんでもないですよと、職員に向けて私は言ってます。みんな不平等を求めて来られる、うちだけよくしてくれという意味なんです。そのように基本的には理解してます。となりますと、選挙で選ばれた者が、唯一、そういうこれが平等なんだと、公平なんだという判定ができる立場なのかなと、責任を非常に感じています。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） ありがとうございます。

お金の支援ももちろんなんですけど、旧瑞穂町時代なんかは、丹波町もそうだったのか、和知町もそうだったと思いますけど、職員さんが町の仕事としてお手伝いしてたみたいなので、今は有休を使ってやってくださってる職員さんも結構いるみたいで、その辺でやっぱり人手が足りないという部分もすごく聞いてますし、お金や人手、気持ちも含めて支援をお願いできたらと思います。よろしくお願ひします。

第3点目には、京都府立自然運動公園について申し上げます。

この施設は京都府から本町が委託管理を任されています。12月25日発生の食中毒によって、1カ月余り休園状態でした。内容や経過については、2月10日の全員協議会に報告を受け概要を知ることができましたが、ともかく営利面を預かる立場としては、さらなる注意をされ、広く信頼が保てる施設であるようお願いいたします。

50年来に及ぶ歴史がある運動公園だけに、その面目も長く強く保つ努力は必要と考えられます。今日までをよく先輩から聞かされますさまざまな移り変わりの中で、もしもこの施設、運動公園が本町になかったらと思いますと、本町の体育レベルは時代に応じて進化した、本町にとどまらず、京都府内外に対して広々利用されることによる町のPR、管理に要する雇用面など、本当にこの自然公園に救われていると思うのですが、町の見解のほどをお聞ひします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 京都府立丹波自然運動公園、この公園は京都府開庁100年記念事業の一環として、昭和45年に開園しまして、40年余りが経過したところであります。本町にとりましても、スポーツやレクリエーションを初め、家族や住民相互の触れ合いの場として親しまれているところであります。また、特色ある施設を生かしながら、くつろぐ空間から、合宿、研修まで、幅広い利用者ニーズを満たしまして、全国各地から年間約50万人の

来園者を得ているところでもあります。このように豊かな自然の中で憩いと健康づくり、競技力の向上の場として、また本町へ多くの方が訪れられる観光施設としての一面からも、自然運動公園の果たす役割は非常に大きいと、本町の活性化にとってなくてはならない施設だと考えております。先にノロウイルスのことでは、年末、大変皆様にご心配なりご迷惑をおかけしたこと、お詫びしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 今もお話がありましたとおり、50万人、外から毎年毎年来ていただいているみたいなんですけど、これから京丹波町が何かをつくって、外から人を呼ぼうというのは、これからどんどん進められていくと思うんですけど、今、京丹波町に現在あるもので、50万人、人が呼べるものはもうないんじゃないかなと思います。この施設というのを、当たり前ですけど、これからしっかりと守って行って拡充していきたいなと思ってます。京丹波町の中に、僕も賛成なんですけど、工場を誘致するとか、そんなのもすごい賛成ですけど、少しやっぱり京丹波町の形が今とは変わってくるんだろうなというふうには思います。けれど、この自然の中にある京丹波町の中の自然公園というのは、本当に自然に京丹波町の中であって、すごく自然に存在してるものだと思います。この自然公園をこれからどんなふうにしていきたいと考えているか、お願いします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） もちろん今までの主要行事については積極的に継続していくわけですが、平成24年度では、食の祭典の主会場にさらにしていきたいと。あるいは、あわせて、去年の国文祭のようなことを、昨年平成23年は和知ふれあいセンターが、駅前が主会場だったんですが、第2回目はああいった伝統芸能を中心にした発表の場もあわせてできたらよいなというふうに、京丹波町の一つの施設の中で、京都府立ではありますが、ほかの地域から積極的に来てもらいやすい場所だという認識でもおりますので、積極的に活用していきたいと、そんな思いであります。

○議長（野口久之君） 北尾 潤君。

○13番（北尾 潤君） 町財政が厳しくて、緊縮財政なのは十分に理解しています。その中で、僕は今日3点、丹波パーキングエリア、お祭り、府立丹波自然公園、お金を使う話を三つしてしまいました。

1年1年、1カ月1カ月の暮らしに、不安やしんどさを感じている時代だからこそ、お祭りはもうその日だけじゃなくて、やっぱりちょっと何日か前から楽しみだなという気持ちもすごい大事だと思うし、あと、以前、地元のおみこしに参加したんですけど、打ち上げのと

きから、じゃあ来年どうしようと、もうそのときから次の年のお祭りを楽しみに話しています。

たくさんの方が自然公園や丹波パーキングエリアに詰めかける様子、そういう楽しい夢を持てる施策をお願いしたいと思います。

お金を削減削減ではなくて、お金をつぎ込むべきところには、しっかりとつぎ込んだ予算編成をお願いして、平成24年第1回京丹波町定例会、北尾 潤の一般質問を終わります。

○議長（野口久之君） これで、北尾 潤君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

よって、本日はこれもちまして散会いたします。

次の本会議は14日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 横山 勲

〃 署名議員 山田 均